

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
1	R5.1	WG	全般	全般	孤独・孤立対策推進法が令和6年4月1日から施行されるが、本計画に特に影響ないか(特に精神障害者分野)。	国の定める孤独・孤立対策の重点計画の施策と同様の2207「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」、2404「精神保健福祉に関する相談の実施」について、計画掲載事業として取り組んでまいります。
2	R5.1	WG	全般	全般	成果指標が各事業の目的の達成度より、事業の進捗を示しているものがある。事業規模の拡大期にある事業は、事業量を成果指標として良いが、それ以外の事業は、事業説明の中に事業量を記載して、成果指標は別に設定する(あるいは設定しない)方が良いと考える。 例えば、「研修会は何回やる」というのは、成果指標じゃなくって、事業予定。事業の説明中に、何をどのくらい実施するかを記載するようにしてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、1201「障害者差別への適切な対応、支援の実施」等、一部成果指標を見直しました。
3	R4.1	市民会議	全般	全般	職員対象の研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答するのは「出席」と見なされる条件のようなものであり、これに対して70%などの目標を定めて目標達成などと評価するのはナンセンスと感じる。効果による評価が望ましいが、せめて出席者数や職員の何割に研修を行うと言った指標にすべき。(理解度についても同様)	いただいたご意見を踏まえ、事業コード1108「市職員の障害者への理解促進」について、成果指標を見直しました。
4	R5.1	WG	全般	全般	現状よりも低い目標を設定している事業について、総合振興計画の目標値であるとの説明だが、必要があれば、個別計画である本計画で目標値を伸ばして、その数値を次の総合振興計画に反映するべきであると考ええる。	総合振興計画改定時の見直しも視野に入れ、検討いたします。
5	R5.1	市民会議	アンケート	-	ニーズを調べたうえでこれに力を入れやすとしてくれないと納得できない。国が力を入れると言ったから、市でも力を入れるというのは違う。	アンケート結果を掲載するページに分析および関連事業のページ番号を掲載します。
6	R5.1	WG	アンケート	-	アンケートの結果や事業所さんから出てきているような声を踏まえ、地域の施策全体として、最も力を入れていくところがどこなのか、読み取れるようなメリハリのある計画になるといい。	アンケート結果を掲載するページに分析および関連事業のページ番号を掲載します。
7	R4.2	障害者政策委員会	アンケート	-	アンケートの読み方として、数値の少ない部分にも注目する必要があるのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策実施にあたり参考とさせていただきます。
8	R2.6	障害者政策委員会	アンケート	-	計画策定に当たって実施したアンケートについて、結果を計画に反映させるべきではないか。	アンケート結果を掲載するページに分析および関連事業のページ番号を掲載します。
9	R5.1	市民会議	計画策定の趣旨	-	用語解説に記載されるのだろうと思いますが、「アクセシビリティ」については、その場で意味が異なるので、「アクセスの保証」や「アクセスしやすさ」よりも「近づきやすさ」や「利用しやすさ」など、万人が分かりやすい表記を、例えば「アクセシビリティ(利用しやすさ)」等、文中にその都度記載するべきだと思います。	いただいたご意見を踏まえ、用語解説中の文言を見直します。
10	R5.1	市民会議	計画策定の趣旨	-	計画策定の趣旨の文面の記載方法が、平成23年、平成19年、平成28年、平成23年、2021~2023、令和6年と時系列がバラバラなので、「万人にわかりやすい文体」とは言えない。	いただいたご意見を踏まえ、修正します。
11	R5.1	市民会議	計画策定の趣旨	-	権利条約を書いてくれているのはよい。勧告のことを触れていないのはよくない。勧告を受けてさいたま市はどうしていくか明記すべき。どこが課題かを議論すべき。市の職員が総括所見を知るべき。	いただいたご意見を踏まえ、修正します。
12	R5.2	WG	計画策定の趣旨	-	昨年夏の国連の障害者権利委員会が障害者権利条約に関する対日審査についての勧告が日本政府に対して出されている。勧告で言っているのは、障害を持っている人達は権利の主体である、障害のある人とならない人を分離して暮らすとか働くということはよろしくない、健常者中心主義の社会のありようなど。この計画の趣旨と通底することが沢山あるので、計画の趣旨の計画の背景になる部分一つとして、その勧告のことも書いていただいた方がいい。	いただいたご意見を踏まえ、修正します。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
13	R5.1	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	海外では幼児期からレディーファーストや障害者優先を教えているところがある。日本では教わっていないに配慮できないというもある。紙で配布だけではなく、生の声を聴いてもらうことが大切ではないか。	ノーマライゼーション条例のリーフレットについては、配るだけでなく授業で活用しやすいものになるよう、内容や配布のタイミングなど教育委員会と協議してまいります。リーフレット配布の際は、活用例として当事者による出前授業を掲載し、必要に応じ障害者団体等を紹介して参ります。
14	R5.1	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	区役所でアイマスクで視覚障害者の疑似体験をしたことがある。そういった体験をすれば障害者の困りごとがわかるのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
15	R4.3	障害者政策委員会	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	学校にも障害のある方の雇用を推進して、生徒にとって自然と障害のある方の理解を深めることはできないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
16	R4.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	聞こえない方の理解の促進を加えてもらいたい。	理解促進について障害ごとに全て掲載することは困難であることから、一般的に理解が遅れていると言われる心の健康や精神疾患について実施事業として掲載しています。
17	R4.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例の簡明版が小学校6年生に配られているが、配るだけでなく、当事者による出前授業をするのはどうか。謝金は必要ではあるが、すぐできる。	ノーマライゼーション条例のリーフレットについては、配るだけでなく授業で活用しやすいものになるよう、内容や配布のタイミングなど教育委員会と協議してまいります。リーフレット配布の際は、活用例として当事者による出前授業を掲載し、必要に応じ障害者団体等を紹介して参ります。
18	R4.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	自治会の集まりでノーマライゼーションや施策について出前講座等で市職員が周知をするのはどうか。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。
19	R4.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害のある人ない人で知り合うことが大事。自治会は積極的な人が多いと思うので、そこから働きかけてみてはどうか。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。
20	R4.3	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害者の理解を深めるために力を入れるべきこととは、福祉施設を地域に開かれたものにする。これは息子の行っているグループホームに関しては、全然なされていない。近所の人は「ここは何ですか」「あまり人の出入りが無い」とか。まずは地域の人と少しでも交流があったらいいと思う。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。
21	R4.2	障害者政策委員会	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例について知らない・内容を知らないという方が8割という結果でした。市のホームページにも掲載されていますが、見る機会は少ないと思います。多くの人に知ってもらえるように広報活動をお願い致します。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。
22	R4.2	障害者政策委員会	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例について、「まったく知らない」の数値の高さに驚愕です。なぜこのようなことになっているのでしょうか。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。
23	R4.2	障害者政策委員会	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例について、障害当事者にも、こんないい条例があるということを知ってもらおうようにした方がいいだろう。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。
24	R4.2	障害者政策委員会	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	ノーマライゼーション条例について、全く知らないが65パーセント、内容を知らないも合わせると80パーセント以上になります。広報活動を見直したほうが良いと思います。	アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、今後の普及啓発の効果的な実施方法について、市民会議や障害者政策委員会の皆様とともに検討して参ります。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
25	R4.1	市民会議	1101	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	小学校に配るだけでなく、配布後の結果を知りたい。	ノーマライゼーション条例のリーフレットの配布の際には、授業や学級活動での活用を依頼していますが、授業で活用しやすいものになるよう、内容や配布のタイミングなど教育委員会と協議してまいります。
26	R5.1	WG	1102	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	市民会議の回数を事業説明に入れてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、修正します。
27	R5.1	WG	1103	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	1101「障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発」と同一の成果指標でよいのではないか。または、ノーマライゼーション条例を知っている市民の割合などはどうか。	上位計画である総合振興計画の成果指標との整合性を考慮し、このままの指標とします。総合振興計画の見直しの際に、検討してまいります。
28	R4.3	市民会議	1103	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	埼玉県障害者アートフェスティバルを参考に、さいたま市でも障害者ダンスや音楽活動を支援して発表の場を与えて欲しい。	埼玉県障害者アートフェスティバルに類似するものとして、さいたま市では、障害者週間「市民のつどい」において、発表の場を設けています。ひきつづき、ダンスや音楽活動の発表の場の提供を継続して参ります。
29	R5.1	WG	1104	人権に関する学習の推進	実施公民館の割合は成果指標から外し、事業説明中に、「〇〇館すべてにおいて実施」等の記載をすればよいのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、実施公民館等の割合を成果指標から外し、事業説明を修正します。
30	R5.1	WG	1105	交流及び共同学習の推進	同じ地域の学校に通う同じ世代の子どもたちともっと触れ合う機会を多く持てたらいと思っています。インクルーシブ教育という言葉を目にする事も増えてきましたが、日本はまだ遅れていると感じますし、今の状況では充分とは言えないと思います。子どもの頃から関わり合う事で、相互理解も深まると思います。実現可能なところから、まずはもっと機会を増やして試みてはどうでしょうか。本来であれば障がいのある子もいない子も、同じ学校の敷地内で過ごせる事が1番理想的だと思います。けれども、それを実現するにはまだまだ時間もコストも必要だと思うので、ならば、まずは今すぐに見えることから柔軟に始めてみるという事を実践出来ないかなと思うのです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
31	R5.1	WG	1105	交流及び共同学習の推進	事業内容を具体的に記載してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
32	R5.1	WG	1106	心の健康に関する普及啓発	講演会の開催回数を記載してほしい。(1回なら記載は不要)	心の健康に関する講演会は例年1回実施しております。
33	R5.1	市民会議	1107	精神疾患に関する理解促進	精神疾患は外から見えない。病気を知ってもらい、広報するということを充実していかなければならない。	いただいたご意見を踏まえ、精神疾患に関する理解促進に取り組んでまいります。
34	R5.1	WG	1107	精神疾患に関する理解促進	事業6の講演会との違いが分かるように記載してほしい。また、1106は「心の健康」で本事業の説明は「こころの健康」だが違いがあるのか。	事業6と比べた時にわかりにくいことと精神疾患等の講演が中心のため、「こころの健康」という言葉を外しました。
35	R5.1	WG	1108	市職員の障害者への理解促進	職員の何%が受講したのか、あるいは累計で何%が受講したのかを成果指標にしてはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、上記のとおり修正します。
36	R5.1	WG	1108	市職員の障害者への理解促進	成果指標「アンケートによる研修内容の役立ち度」を維持するのであれば、事業実施の主旨からすれば少なくとも90%以上で推移してほしい。指標値について再検討してほしい。	上記のとおり、成果指標を修正します。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
37	R5.1	WG	1108	市職員の障害者への理解促進	市職員が適切な対応をするための理解促進、条例で義務化された事業所等への虐待防止研修など（しなければならない事業）については、受講者数や全体に対する受講割合等が十分な水準にある上で、かつその実施効果が問われなければ、障害者への権利侵害を十分に防ぐことができないと考える。 その点で、実施回数または受講者数を指標とするのではなく、その実施効果を問う必要がある、市民の意識啓発や理解促進、当事者等の知識の習得、支援者の技術の向上等のための事業（しなくてはならない事業ではなくした方がいい事業）1103、1106、1107、1303、2109、2209、2211、2217、2505、2506、4105、4205の事業とは異なる。 そこで、受講者数や全体に対する受講割合とする等、成果指標を再検討してほしい。 なお、成果指標の設定という視点でいうと、2109「発達障害者に対する支援の充実」の2つの成果指標は良いと感じた。	本研修につきましては、市役所内全体に障害者への理解が広まるよう、すべての課から職員1名を参加させることとしております。いただいたご意見を踏まえ、今後は各課1名の受講を基本としつつ、数年かけて全職員の受講を目指すこととし、成果指標を修正します。
38	R5.1	WG	1109	公民館における障害に関する生涯学習の推進	59館全館で実施することは、成果指標でなく事業説明に記載されたい。成果指標は、事業目的の達成度が図れるものを設定してほしい。	59館全館で実施することについては、事業内容に記載し成果指標は削除しました。 今後成果指標となり得るアンケート項目の設定について検討するなど、いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
39	R5.1	市民会議	1202	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	障害者差別解消法は4月に施行されるから、「アンケートにおいて『役に立った』と回答した事業所職員の割合」は、80%じゃなく、100%じゃないと問題では。低すぎる。	いただいたご意見を踏まえ、令和9年度の目標値を95%に修正します。
40	R5.1	WG	1202	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	対象事業所の何%が受講したのかを成果指標としてどうか。	市で行う差別解消や虐待防止の研修については、事業所による受講が義務付けられていないため、受講割合を成果指標とすることは難しいと考えており、受講者が所属する事業所において研修の目的となる考え方を活用できるよう研修内容を充実させることが重要であると考えております。 上位計画である総合振興計画との整合性の関係で、現行計画通りの成果指標といたしますが、いただいたご意見を踏まえ、総合振興計画の見直しの際に、アンケートの設問について、検討して参ります。
41	R5.1	WG	1202	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	市職員が適切な対応をするための理解促進、条例で義務化された事業所等への虐待防止研修など（しなければならない事業）については、受講者数や全体に対する受講割合等が十分な水準にある上で、かつその実施効果が問われなければ、障害者への権利侵害を十分に防ぐことができないと考える。 その点で、実施回数または受講者数を指標とするのではなく、その実施効果を問う必要がある、市民の意識啓発や理解促進、当事者等の知識の習得、支援者の技術の向上等のための事業（しなくてはならない事業ではなくした方がいい事業）1103、1106、1107、1303、2109、2209、2211、2217、2505、2506、4105、4205の事業とは異なる。 そこで、受講者数や全体に対する受講割合とする等、成果指標を再検討してほしい。 なお、成果指標の設定という視点でいうと、2109「発達障害者に対する支援の充実」の2つの成果指標は良いと感じた。	市で行う差別解消や虐待防止の研修については、事業所による受講が義務付けられていないため、受講割合を成果指標とすることは難しいと考えており、受講者が所属する事業所において研修の目的となる考え方を活用できるよう研修内容を充実させることが重要であると考えております。 上位計画である総合振興計画との整合性の関係で、現行計画通りの成果指標といたしますが、いただいたご意見を踏まえ、総合振興計画の見直しの際に、アンケートの設問について、検討して参ります。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
42	R5.1	WG	1302	虐待の防止のための研修の実施	市職員が適切な対応をするための理解促進、条例で義務化された事業所等への虐待防止研修など(しなければならない事業)については、受講者数や全体に対する受講割合等が十分な水準にある上で、かつその実施効果が問われなければ、障害者への権利侵害を十分に防ぐことができないと考える。 その点で、実施回数または受講者数を指標とするのではなく、その実施効果を問う必要がある、市民の意識啓発や理解促進、当事者等の知識の習得、支援者の技術の向上等のための事業(しなくてはならない事業ではなくした方がいい事業)1103、1106、1107、1303、2109、2209、2211、2217、2505、2506、4105、4205の事業とは異なる。 そこで、受講者数や全体に対する受講割合とする等、成果指標を再検討してほしい。 なお、成果指標の設定という視点でいうと、2109「発達障害者に対する支援の充実」の2つの成果指標は良いと感じた。	市で行う差別解消や虐待防止の研修については、事業所による受講が義務付けられていないため、受講割合を成果指標とすることは難しいと考えており、受講者が所属する事業所において研修の目的となる考え方を活用できるよう研修内容を充実させることが重要であると考えております。 上位計画である総合振興計画との整合性の関係で、現行計画通りの成果指標といたしますが、いただいたご意見を踏まえ、総合振興計画の見直しの際に、アンケートの設問について、検討して参ります。
43	R5.1	権利擁護委員会	1401	成年後見制度の利用の促進	「セミナーを受講した市民の人数(累計)」について、この人数は、累計の数字であるため、毎年セミナーを開催するのであれば、人数は年々増加すると考えられますが、2024～2026年度は、開催予定がないということでしょうか？ 当該セミナーが成年後見制度の広報を目的としたものか、市民後見人の養成を目的としたものか、こちらの指標からは明らかではありませんが、いずれにしても、権利擁護の観点からも重要な活動と考えられます。引き続き、セミナーが開催されることを期待します。	毎年セミナーは開催する予定です。いただいたご意見を踏まえ、成果指標の目標値を修正します。
44	R5.1	市民会議	1401	成年後見制度の利用の促進	成年後見制度3年後でも65%と低い。市として進めようとしていたのではなかったのか。	いただいたご意見を踏まえ、成果指標の目標値を修正するとともに、受講率の向上に取り組んでまいります。
45	R5.1	WG	1401	成年後見制度の利用の促進	受講した市民の累計人数が3年間同じで増えていないということは、事業を実施しないということか。いずれにせよ、成果指標として不適切。 利用促進法の中核機関において成年後見に結び付いた人数などを指標にできないか。	事業は実施する予定です。いただいたご意見を踏まえ、成果指標の目標値を修正します。
46	R4.2	障害者政策委員会	1401	成年後見制度の利用の促進	様々な要因があるのですが、成年後見制度について「制度名も名前も知らない」の数値が高いことに驚きです。なぜなのか疑問です。	一般的に成年後見制度を利用される方には高齢者の方が多く、若い方の認知度が低い傾向にあります。いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
47	R4.3	障害者政策委員会	2000	質の高い地域生活の実現	医療的ケア児について、大きな柱とするべき。 この現行計画がスタートした後、2021年の9月に医療的ケア児の支援法が施行されている。 医療的ケア児、また特にその中でも一番障害が重いと言われていて、例えば重症心身障害児の方に対するさいたま市としての支援をしていく姿勢を見えるような計画にしてほしい。 市の姿勢として、重症児など最もハンデの大きい方に対して、さいたま市としてはどのような支援をしていこう、どのような支援をしていくか、どのようなさいたま市でありたいかというようなビジョンが見えるような形で記載するべき。	いただいたご意見を踏まえ、計画策定の趣旨や基本目標に医療的ケア児について掲載しております。
48	R4.3	市民会議	2100	ライフステージを通じた切れ目のない支援	特別支援学校のスクールバスに乗れない子どもがいる。スクールバスの中に添乗員だけでなく、専門職の人に乗ってもらいたい。何かあった時の対処できるようにしてもらいたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
49	R5.1	WG	2103	障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実	医療的ケア児支援法により、保育・教育場面で適切な医療的ケア等が受けられる措置を講ずることとされている。この点について、計画でも触れるべきである。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。 (障害政策課) 医療的ケア児保育支援センター運営事業は基本施策(1)「ライフステージを通じた切れ目のない支援」として掲載することとします。
50	R5.1	WG	2103	障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実	目標の施設数が、全体の何%に当たるのかも記載してほしい。	目標の表記につきましては、総合振興計画実施計画と一致させているため、現表記のとおりとさせていただきます。(全736施設のうち、321施設は43.6%になります。)

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
51	R5.1	WG	2104	医療的ケア児保育支援センター運営事業	成果指標が7年度7区、8年度「-」となっているが、7区で達成という事なのか、10区ではない理由は何か。	総合振興計画実施計画と連動しており、現在の実施計画が令和7年度までとなっているため。
52	R4.3	市民会議	2105	療育体制の強化と効果的な支援の推進	現行計画の概要版より、療育体制の強化とあるが、未就学の子どもを対象としたもので、学校に通うと切れてしまう。学校に行っても療育を受けたいという家庭がある。中には都内の療育センターに通っている人もいる。ニーズがあるので、さいたま市でも切れ目のない支援体制を整えてもらいたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
53	R5.1	WG	2107	発達障害児に対する支援の充実	研修会開催回数は成果指標ではなく、事業の説明に記載されたい。 (「～研修を年6回実施します。」)	いただいたご意見を踏まえ、修正します。
54	R4.2	障害者政策委員会	2108	発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設	アンケート結果の「能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい」の数値が高いことに驚きです。教育現場の様々な苦労は理解できますが、障害者に寄り添った教育は出来ないでしょうか。教育委員会が福祉教育に対して本腰をあげて取り組む姿勢が重要だと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
55	R5.1	市民会議	2109	相談支援体制の充実	特別支援学校は高校までだが、知的障害の方も行ける専修学校など次のステップがあると思う。	特別支援学校の次のステップにあたる学校については、他の自治体にも例がなく、市として設置を検討する段階にはございません。障害のある生徒が、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、職業的な自立をしていくことが重要であると認識しております。特別支援学校中学部、高等部段階における障害のある生徒へのキャリア教育・職業教育を推進し、労働や福祉等の関係機関と連携してまいります。
56	R4.2	障害者政策委員会	2109	相談支援体制の充実	発達障害に気づいた時期が幼児期と18歳以降に多い傾向にあると思います。この時期にわかるきっかけ(検診や就労してわかった生さずらさ)があったためだと思いますが、中学や高校でも何らかのきっかけがあれば、気づきがあると思います。それにより18歳以降に気づいた方々の中には、もっと早く対応できるチャンスが生まれるのではないかと思います。中学・高校での障害の理解が深まるよう期待したいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
57	R5.1	WG	2109	相談支援体制の充実	医療的ケア児支援法により、保育・教育場面で適切な医療的ケア等が受けられる措置を講ずることとされている。この点について、計画でも触れるべきである。	医療ケアの必要な児童については、次年度小学校に入学する段階で、就学相談の中で配置し、小学校に入学後、対象児が在籍する学校に看護師を派遣する事業を令和元年度より行っています。
58	R5.1	発達協議会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	ケアラーの部分に、ヤングケアラーの文言の追記はできないものなのでしょうか。相談者の中には、障害のある両親のため、本来両親がやるべき幼い子供の面倒を兄弟で担っているご家庭がいて、学校が休みがちになってしまうという事例があるんですね。ケアラーの意味としてはヤングケアラーも含まれると思うんですけども、ヤングケアラーという文言を入れたほうがよりケアラー全体の支援というイメージが付きやすいと思います。	いただいたご意見を踏まえ、基本目標2基本施策(2)に「ヤングケアラー」を追記します。
59	R5.1	発達協議会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	10歳以上の思春期の難しい子の親が大変苦労されているというお話を聞きますので、ペアレントメンターと似たような効果のある同じような事業、相談しやすいとか、同じような親同士で話がしやすいとか、お互いに情報交換して勉強にもなるとか、そういうペアレントメンターを受けたのと同じような効力のある制度を設けていただきたい。	小学校高学年のご家族についてはペアレントトレーニング、ペアレントメンターの対象外となりますが、ご要望に応じて、相談・情報入手先として、障害福祉ガイドブック掲載の障害者相談員や障害者団体を紹介してまいります。
60	R5.1	発達協議会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	なかなかこの潤いファイルの使い方が、まだ周知されていない、また上手く使われていないというところが見受けられます。うまく支援に繋がっていただけるように、何か手だてを考えていただけるとありがたいと思います。	潤いファイルは、ホームページ等で周知しております。また、令和5年度事業所向け集団指導研修でも、周知を行いました。使い方については、ガイドブックを作成し、ホームページで公開しています。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
61	R5.1	発達協議会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムを実施なさっているのを私も承知しているんですけども、その受けた結果どうなのかって言うのをちゃんとフォローをしていただく、把握していただくことが必要だと感じるところです。日常生活の中でどれだけ学んだことを生かすかっていうところが大切で、ただそれをお母さん1人では無理なので、ペアレントトレーニングとかプログラムを受けた人たちが、その後どうなのかなって言うのもリサーチしながら、支援していただくと、お母様方も自信を持って子供さんに向き合えるのかなと思ってるところです。実施するだけではなくて、お母様の理解をどう支えるかっていうのを大事にさせていただきたいと思うところです。	いただいたご意見は、関係課に伝えてまいります。
62	R5.1	市民会議	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	こども家庭庁にかかわる施策が見当たらない。医療的ケア児の内容はあるが、ヤングケアラーの内容が抜けている。どの障害にも共通している内容だと思うので、入れてほしい。こども家庭庁ができたのに抜けている。	いただいたご意見を踏まえ、ヤングケアラーを含め広く子どもやその家庭に関する相談・支援を行う子ども家庭総合支援拠点事業を追加します。
63	R5.1	WG	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	ヤングケアラーについては、教育委員会の養護教員の方が一番その実態を見つけやすいと言われてます。小学校や中学校の時に、見つけてあげないとその人の将来がなかなか開けてこない。養護教諭の研修とか、あと幼稚園の段階の研修とか、そういうところでケアラーの人たちに、アクションを起こせるような広げていってほしい。教育部局に対するケアラーに関する事業は、障害に特化した事業ではないと思いますが、計画を見たときに市民目線で言ったら、「書いてくれないんだ」いうことしか残らない。逆に言えば、障害も入っているのであれば、障害の計画にも掲載した方がより体系がよくわかって市民目線的には親切かもしれない。逆に言えばせっかくやっているのに、やってないという誤解を受ける気もする。	教育委員会では、教職員及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員対象の研修会において、それぞれ年1回以上「ヤングケアラー支援」に関する研修を実施しております。いただいたご意見を踏まえ、新規事業として掲載いたします。
64	R4.3	障害者政策委員会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	知的障害の家族はどうしても兄弟が見るといことでヤングケアラーの対象になる確率が高い。兄弟の会の方が学校の保健の先生向けの、ヤングケアラーを見つけるための、チェック項目・質問項目みたいなもの作っている。そのような、本人からなかなか発信できないものをキャッチするというのを、いろんな団体で取り組んでいると思うので、取り入れていったらどうか。	教育委員会では、ケアラー・ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチームにおいて作成された「ヤングケアラー早期発見のためのアセスメントシート」を市立各学校に配布いたしました。市立各学校においては、ヤングケアラーと思われる児童生徒やその家庭を把握した際に活用しております。いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
65	R4.3	障害者政策委員会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	手当も含めて、所得収入に関するご不安を課題としてとらえるべき。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
66	R4.2	障害者政策委員会	2200	障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援	少数ではあるが、いわゆる「ヤングケアラー」の実態があるので、何とか解消に近づけるよう対策が必要だと感じました。	いただいたご意見を踏まえ、ヤングケアラーを含め広く子どもやその家庭に関する相談・支援を行う子ども家庭総合支援拠点事業を追加します。
67	R5.1	市民会議	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	子供が小さいときは自分が疲れていても子供を外に出せない。自分が生んだからと言って親が無理してしまうのは違う。家族が休めるショートも必要。市で補助をしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
68	R5.1	市民会議	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	事業所の空き状況がリアルタイムでわかる情報があるとよい。事業所情報が市ホームページにあるが、フォーマットを充実させるなど考えてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
69	R5.1	市民会議	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害福祉サービス事業所等の整備がコロナの影響で整備が完了しなかったことで卒業後の生活・活動の場が確保されていたの心配されます。次期計画年度で整備された場合、定員がうまるまで時間がかかることも予想されます。事業所の整備促進と併せてこのようなことも計画に入れていただきたいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
70	R5.1	WG	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	親御さんのピンチの時に、ショートステイを活用した、介護負担軽減関係も含めてですけど、そういう場が多様に広がるといい、というのが、地域生活支援拠点の理念になります。拠点を整備し議論をやっと各区で始めたところなので、数値であらわしづらいのかなと思いますが、この議論を進めていくことで、空きがないという状況が、解消できるのかなと思っています。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
71	R5.1	WG	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	グループホームにショートステイつけている所がありますが、総定員の中の半分は、いわゆるロングショート。行き場がなくて、ショートステイをずっと継続して、何とか生活している人達で半分埋まってしまう。ショートをめぐるやりくりも大変ですし、グループホームがないということで、いわゆるショートをずっと続けなきゃいけないという人たちがいるということも、ぜひ知っていただければと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
72	R5.1	WG	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	ショートステイは、緊急の時でもなかなか空いているところがない。それこそ葬式にも出られない。どうしてショートステイが空いてないのか。「見込みを設定しました」で終わってしまうのではなく、もうちょっと踏み込んだような書き方にしてほしい。	いただいたご意見につきましては、「②障害福祉サービス事業所等の整備促進」において整備に努めることとしております。
73	R5.1	WG	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	短期入所は第3章の見込み量で掲載するだけでなく、本来は基本目標2「質の高い地域生活の実現」とか各論で出てきてもいいと思います。第3章は見込みではあるけれども、目標なのかって言うことはちょっと疑問であるため。	いただいたご意見につきましては、「②障害福祉サービス事業所等の整備促進」において整備に努めることとしております。
74	R5.1	WG	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	ショートステイも在宅で暮らしてらっしゃる方にとっては大事な事業。急なショートステイはまず受けてもらえないという実態がある。ショートステイもう少し位置づけるべきではないか。	いただいたご意見につきましては、「②障害福祉サービス事業所等の整備促進」において整備に努めることとしております。
75	R4.3	障害者政策委員会	2202	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	ショートステイを使いたいと思っても、空きがありませんと断られることが多い。コロナワクチンの予約システムのように、どこが空いているか、公平にわかりやすく情報発信するツールみたいなものを、検討したらどうか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
76	R5.1	WG	2203	指導監査の実施	成果指標が掲げられなくなった背景には、何があるか。事業所数が増えつつある中で、事業所指定後のサービスの質の確保については課題と考えている。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
77	R5.1	WG	2204	心身障害者医療費の給付	身体障害者手帳1級から3級取得の方々は、医療費の助成金が給付されています。精神の方は、一級のみで、入院は対象外。アンケート結果をみると、心身障害者と精神障害者の収入にどれだけ差があるかというのは、歴然としています。今後の課題です、くらい書いていただきたいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
78	R5.1	市民会議	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	このような取り組みは全然知らなかった。もっとこの分野で困っている人々のため知らせてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
79	R5.1	市民会議	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	必要としている人に必要な制度を。精神の人にはアウトリーチだが、人材が不足していて、ニーズにこたえられない。	いただいたご意見を踏まえ、人材育成に取り組んでまいります。
80	R5.1	WG	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	アウトリーチが数年前からこの文言の中に入ってきましたので、ここはちょっと救いだなどと思っています。ただ精神の方にとって、何が変わってるかという何とも変わってない。前進していくことがわかるような文言にしてほしいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
81	R4.3	市民会議	2207	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	精神障害は家族と同居している場合が多い。地域で暮らしてこそである。入院している精神障害の人は、せめて家に帰ればという思いであることが、このアンケート結果から読み取れる。入院したその先についての支援が必要である。どうか予算をつけてもらいたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
82	R5.1	市民会議	2208	精神科救急医療体制整備事業の実施	このような取り組みは全然知らなかった。もっとこの分野で困っている人々のため知らせてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、ホームページ等を活用した周知に取り組んでまいります。
83	R5.1	市民会議	2208	精神科救急医療体制整備事業の実施	夜中に家族が手に負えない状態で救急病棟に連絡したところ、明朝連絡くれと言われたことがあった。救急だから連絡しているのに、と思った。また、市立病院は、外来を見てもらえない。形はあるけどうまく回っていないと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
84	R4.1	市民会議	2208	精神科救急医療体制整備事業の実施	電話を受けている件数は多いと思うが、つながっている件数が少ない。漏れている方が別に相談するなど苦労している。	いただいたご意見は、関係機関と共有し、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
85	R4.1	市民会議	2208	精神科救急医療体制整備事業の実施	緊急の際の連絡先として医療センターが24時間体制で受けているが、状況を聞いて、明日かかりつけに行ってほしいといわれることが多い。それを言われるなら電話しないという声が家族会で聞かれる。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
86	R5.1	市民会議	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	ひきこもりにはなんらかの障害が見え隠れしているように思います。そのような観点からひきこもる人たちの生きづらさをほぐしつつ今後の人生について本人がより望ましく思えるような人生を模索できる機会を作ってほしいです。また、社会がどう受け入れていくかという視点の方は、もっと重要だと思います。現在のひきこもり対策には社会がどう受け入れるかという視点がありません。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
87	R5.1	市民会議	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	どのような支援があるか調べないと出てこない。情報が届いていない。	いただいたご意見を踏まえ、引き続き、ひきこもり相談センターの普及に取り組んでまいります。
88	R5.1	市民会議	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	家族が抱えてしまっている現状がある。どこかでいいからつながって、何かの時にSOSを出せる環境づくりが必要。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
89	R5.1	市民会議	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	早い段階で社会参加できるサポートができないと、年齢がいつても出られなくなってしまう。	ひきこもりは状態像であり、それぞれが異なる経緯や事情を抱えています。いただいたご意見を踏まえ、引き続き、ひきこもり相談センターとして丁寧な寄り添った支援に取り組んでまいります。
90	R5.1	市民会議	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	ひきこもりを重点項目に入れてほしい。障害が小さなポイントとなって引きこもりになってしまうことがある。いろんな障害を持っている人が発端で引きこもりになってしまっている人が多い。	いただいたご意見を踏まえ、引き続き庁内をはじめとした支援者に対する研修に取り組んでまいります。
91	R5.1	WG	2209	ひきこもり対策推進事業の実施	発達障害なり、軽度な知的障害なりの方達は、学校でいじめにあったとか、障害があるとうまく理解してもらえなかったというのが引きこもりの発端になったりする。教職員をはじめ、消防などいろんな職種の方たちにも、研修をしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
92	R5.2	WG	2213	発達障害児の家族等に対する支援の充実	成人発達障害者の家族支援を行ってほしい。保護者だけではなくて、配偶者とか兄弟、当事者の子供の支援も計画していただけたら。ペアレントトレーニング、ペアレントメンターをやられているんですけど、小学生の親までが対象。年齢に関係なく家族全員が受けられるようになればいいと思います。	成人発達障害者のご家族についてはペアレントトレーニング、ペアレントメンターの対象外となりますが、発達障害者支援センターで家族支援の相談をしていただくことができます。また、ご要望に応じて、障害福祉ガイドブック掲載の障害者相談員や障害者団体を紹介してまいります。
93	R5.1	市民会議	2214	在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業	新規でレスパイトケアが出ている。支援者側だけでなく家族にも知ってもらう必要がある。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
94	R5.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	グループホーム使いたい精神障害家族増えている。グループホーム経営者はさまざま。グループホームは多種多様。見分けるのが難しい。わかりやすく整理してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
95	R5.2	WG	2301	グループホームの整備の促進	グループホームの補助金とかもしくは家賃補助なり、ご検討いただければ	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
96	R5.2	WG	2301	グループホームの整備の促進	埼玉県が昨年から空き家対策で、空き家対策の一環で空き家になってるお家をグループホームに転用する場合の補助金を昨年からは出している。非常に空き家対策という点でも有効な施策だと言われているので、少なくとも県と横並びというところは追求していただきたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
97	R5.2	WG	2301	グループホームの整備の促進	8050問題を解消するには、地域の住まいをもっと増やして、親御さんに依存しないで障害を持った人たちが暮らせるようになるということが、必要。 グループホームは作るための支援策がもっと充実しないと増やせない。グループホームを作るための三つの壁があります。 一つは建物。建物の要件が非常に厳しくなっているため、普通の借家を簡単にグループホームにするとということが難しくなっています。非営利の社会福祉法人、NPO法人はそう簡単にはつくれない。 次に運営が非常に厳しい。今の国の報酬では非常勤をメインにするしかない。夜間も含めて年配の非常勤の方たちで、高齢、障害の重い方たちの日常生活すべてを支えていくというのは、非常に不安が大きい。 もう一つは障害を持つ方たちの所得の問題。年金といわゆる工賃。生活介助や就労Bの工賃だけでは、グループホームに家賃を払って生活費もらって生活することが成り立たないという方たちがたくさんいます。 そういうことをぜひご認識いただきたい。他の自治体では、建物にしても、運営にしても、本人たちの家賃補助にしても、いろんな工夫をして、後押しをするという事をやっておられます。 さいたま市でも数年前に少し始まりましたが、グループホームが非常に限られてしまっているの、グループホームを増やすための支援策を是非とも抜本的に広げていただかないと簡単には増えない。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
98	R5.1	WG	2301	グループホームの整備の促進	グループホームに関しては、増えてはいるが、なかなか質が伴わない。質のことをこの計画に盛り込みづらいんですけども、質も含めて整備を考えていく必要があります。 この中で、重度の方の受け入れ枠が10人増というのは、現場の実感としては、全然足りないと思う。障害者支援施設を減らしていくという国の施策がある以上は、グループホームにもっと十分な人達が入れるようなことをもっと力を入れてくということが必要。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
99	R4.3	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	グループホームの整備が進まなかったのは、建設資材の高騰や職員（人材）不足が原因だったように思います。この二つは計画に重点課題としてのせていくべきだと思います。	建築資材の高騰につきましては、計画の重点目標にはなじまないものと考えておりますが、いただいた御意見を踏まえ、施設整備事業において引き続き適正な進捗管理に努めてまいります。 職員（人材不足）につきましては、障害福祉に関わる人材確保・職場定着支援（計画コード2501）を重点目標と位置付けております。
100	R4.3	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	知的障害者についていえば、ほとんどの人が自立できず家族に支援を頼っている現状です。親の年齢は高齢化しており早急にグループホームを法人が運営していけるよう整備すべきです	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
101	R4.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	グループホームの実態調査をしていただきたいです。職員の人手不足からの放置が見られたり、入居前の利用者のマッチングなしからのトラブルがあるようです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
102	R4.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	グループホームの達成がA評価とは納得できない。数字だけで判断しないでいただきたい。 実態とはあまりにかけ離れている。以前から意見をあげている。軽度・中度・重度・最重度（医療的ケアが必要な方）と分けて達成度を出してとお願いしているがそうになっていない。 資料は軽度のグループホームを中心に評価し数字を出している。軽度のグループホームが増えていても重度の方のホームは増えていない。グループホーム入居を希望している人はほとんど増え、親の高齢化も問題だ。何年も前からグループホームの入居を希望していても実際は入れていない人が多すぎる。また軽度のグループホームの利用者は、親が高齢になると実家へ戻るケースがある。軽度の方は、アパートなどの利用でも十分対応できると思う。実態を把握して早急に中度・重度のグループホーム整備をするべきと考える。	重度障害者の受け入れを行うグループホームの整備につきましては、本市の課題と認識しておりますので、御意見も踏まえ次期計画より計画指標に追加してまいります。
103	R4.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	あるグループホームでは待機者が100人。このような状況でA評価なのか疑問。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
104	R4.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	相談支援をしているが、グループホームの数が少ない。通所している事業所を継続して利用し、生活スタイルを変えずにグループホームを探すことが難しい。場所的な面でニーズに合った設置ができていないのか疑問に感じる。地域偏在の課題。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
105	R4.1	市民会議	2301	グループホームの整備の促進	グループホーム1,000人分できたのでA。人数的にはそうかもしれないが、企業が参集してきたものであって、漏れ聞くとところだと、問題は多々ある様子。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
106	R5.1	市民会議	2302	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	多くの方に知ってもらえることが大事。家族教室などで多くの方に知ってほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
107	R5.1	市民会議	2302	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	20～30代までの障害者の家族は親の元気なうちに近くの入所施設やグループホームを検討し動いていますが、それ以上の年代の障害者の家族は「わが子のことは家族にしかできない…」と考えている方が多いように思われます。重度障害の方ほど顕著で、この問題が大きくなっていくと行政で抱える問題になりそうです。各区の障害者生活支援センターの周知・啓発セミナー開催などで啓発をするのはどうでしょうか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
108	R5.1	市民会議	2303	市営住宅における障害者などへの入居優遇	居住場所の確保の難しさに関して、障害者の収入が低水準であることが大きな原因になっていると思います。2年ごとの賃貸契約更新も大きな負担になります。市営住宅の募集時期を増やしたりしていただけたら嬉しいです。また、様々な理由で仕事を続けることが難しくなったりして、家賃を滞納してしまう障害者もいらっしゃると思います。中には、そのせいで退去せざるをえなかった人たちもいらっしゃると思います。そのような人たちならば、市税も滞納していて、市営住宅の申し込み資格がない方がほとんどだと思います。しかしながら、非正規の最低賃金水準でなんとか自活できている人たちが病気や生活必需品の故障などで急な出費が生じるなどして、健康保険料など税金を支払う余力がないのは簡単に想像できると思います。そのような状況を考慮して、市営住宅の申し込み資格を緩和したりしながら、どんな人たちでも安心して住めるような住宅を増やしてください。	本市では年3回（4月、8月、12月）定期募集を行い、募集住戸については各募集時に概ね同数の募集となるよう努めているところです。入居者資格につきましては、公営住宅法により一定以下の収入であることや住宅に困窮していることが明らかであること等の最小限の要件が定められております。入居者資格要件の緩和は考えておりませんが、入居者の皆様が安心して生活できるよう、適正管理に努めてまいります。
109	R5.1	市民会議	2303	市営住宅における障害者などへの入居優遇	一人暮らしが夢。障害者向き住宅が少ない。値段も高い。	本市では市営住宅の入居者資格を条例で定めており、原則同居親族があることを条件としておりますが、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が条例に定める程度であれば、単身でも入居者資格を満たすこととなっております（他、収入要件等もあり。）。また、本市の市営住宅は、昭和40年代から50年代に建設されたものが多く、障害者向き住宅が少ない状況ではございますが、老朽化した住宅の建替え時に一定程度、車いす使用者向け住戸を整備しているところです。なお、家賃につきましては、入居者の収入及び住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で、法令に規定する算定方法により市長が定めることとなっております。入居者の負担（家賃）は収入に応じた低廉な額となっておりますのでご理解ください。
110	R5.1	市民会議	2400	相談支援体制の充実	視覚障害者に対応できる相談支援窓口や人材が実質的に抜けています。各区支援課がワンストップの相談窓口となるよう、施策を講じてください。	障害者生活支援センターにおける相談支援体制を充実してまいります。
111	R5.1	WG	2400	相談支援体制の充実	視覚障害者、途中で視覚障害者になってしまった方、一人暮らしになってしまった方が大変多く、そういう方たちから、相談する場所があるかわからないという現状をよく聞きます。ここに行けば仕事のこと、生活のこと、いろんなことが相談できるよという場所が視覚の相談場所としてはないので、支援センターの充実、視覚障害者の専門の相談員置いた支援センターの充実というようなところを政策の中に盛り込んでほしい。	障害者生活支援センターにおける相談支援体制を充実してまいります。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
112	R4.2	障害者政策委員会	2400	相談支援体制の充実	視覚障害者に特化した支援センターの設置を検討してほしい。 アンケート結果で見られるように視覚障害者の同居家族は、配偶者という回答が多いこと、その配偶者が高齢であることから、いずれはどちらかが欠けてしまいます。 また、アンケートの就労の設問では、就労先を見つけるのにハローワークという回答が少ないことから、視覚障害者の就労にハローワークでは頼れないことも見えてきます。 視覚障害者の相談・生活・就労に至るまで総合的にここに電話すれば行ってみれば安心という支援体制を築いていただきたいです。	障害者生活支援センターにおける相談支援体制を充実してまいります。
113	R4.1	市民会議	2400	相談支援体制の充実	さいたま市には視覚障害者の相談ができる場所がない。東京都は社会福祉協議会で相談を受けている。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
114	R5.1	WG	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	アンケート結果の「障害者施策への要望について」、をみると、1番と2番はお金に関するものだが、3番目が、「困った時に悩んだときのために相談窓口の充実」となっている。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
115	R4.2	障害者政策委員会	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	アンケート結果から、相談について「自分の思いを伝えることを控えてしまう」の回答には胸が痛みました。寄り添える職員や専門職の配置等、何とか改善できないでしょうか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
116	R4.2	障害者政策委員会	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	アンケートで自宅にすることが多い理由として高齢や障害のため、と回答したような方に対して、話を聞いて相談に乗ってくれるような方が定期的に訪問したら孤立してしまうのを防げるのではと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
117	R4.2	障害者政策委員会	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	アンケート結果から、相談について困難を感じている方が多いので、何とか改善や解決に向けた対策が取れないでしょうか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
118	R4.3	障害者政策委員会	2401	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	相談相手の大半が、家族になっているといったような実態を課題としてとらえるべき。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
119	R5.1	市民会議	2404	精神保健福祉に関する相談の実施	成果指標 相談した人に1週間後にアンケートを行い、相談が有効だったか（連携先に相談した結果）を尋ねて有効率80%以上などとすべきと思う。障害内容・部位別に集計して満足率が低い分野の体制を強化することにも活用してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
120	R4.1	市民会議	2404	精神保健福祉に関する相談の実施	現行計画の取り組み内容で精神保健課では保健センターと連携して相談を対応したとなっているが、様々な困りごとに対し家族はどこに相談したらいいかわからないことがある。保健センターに行くことが多い。こころの健康センターに問い合わせすることも多い。初動のところで、精神保健課が各保健センターと連携しながらなっているから、精神保健課が中心になってくれるのかと考えたが、それでいいのか。困りごとがあったときに、どこに相談すればいいか、はっきりしていると助かる。連携してもらって相談してもらいようによろしく願います。第一窓口がどこになるのか、はっきりしてもらえるとありがたい。思ったような回答が得られないことも多い。最終的には障害生活支援センターで相談させてもらうことも多い。	重層的な相談体制を目指し、各機関で相談対応ができるように目指してまいりました。相談機関の更なる周知と共にいただいたご意見を踏まえ、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
121	R5.1	市民会議	2405	障害者相談員の設置	ガイドに昨年度まで氏名、自宅の電話が公開されていて、いたずら電話がかかってくる。妄想の電話、脅迫の電話などもかかってきた。個人電話ではなく、匿名としたが、市が契約した携帯電話を貸与するなど安全対策を行ってほしい。	令和5年度改定の福祉ガイドから、相談員の苗字と電話番号のみの掲載としました。その他いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
122	R5.1	市民会議	2405	障害者相談員の設置	精神障害者を支える地域包括システムの構築（2207）と同様に、地域において～精神、（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を加えて下さい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
123	R4.1	市民会議	2405	障害者相談員の設置	障害者相談員は各区にいた方が良いと思います。実際に機能しているのか、相談件数を掲載してほしいです。また、相談員は地域協議会に参加すべきメンバーだと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
124	R5.1	市民会議	2407	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	現在、様々な商取引に信用調査や保証会社の介入が必須とされています。例を挙げれば、賃貸契約や携帯電話の契約などです。過去の事故で賃貸契約ができなければ住むところもないので住所不定状態になって、自治体の支援が遠ざかっていきますし、通信回線を契約できなければ支援者とつながりづらくなってしまいます。賃貸契約など多くの契約、就職活動をするにあたって電話番号は必須です。障害者求人の在宅での仕事をするならば、多くの場合、通信回線を自分で用意しなければなりません。パンデミックの間の生活困窮化で携帯電話を強制解約された人たちも多いと思います。通信手段に関する相談に答えられる相談先を私は見たことがありません。要支援者を一人でも多く就労につなげるには、やはり通信手段の確保は必須だと思います。このような相談にも的確に回答できるようにもっと複合的な支援体制であればいいと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
125	R5.1	WG	2407	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	「アンケートによる相談者の満足度」という指標は、これは画期的だなど正直感心したところです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
126	R5.1	市民会議	2407	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	成果指標 相談した人に1週間後にアンケートを行い、相談が有効だったか（連携先に相談した結果）を尋ねて有効率80%以上などとすべきと思う。障害内容・部位別に集計して満足率が低い分野の体制を強化することにも活用してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
127	R5.2	WG	2500	人材の確保・育成	学校における補助員の配置は、市の事業。市でやっている事業であれば、学校に障害のある子供のために補助員をつけてますというのは、障害者計画に載せるのはおかしくない。ある意味障害のある方のために市としてお金を使っている事業なのだから何で載ってないのかなという気もする。	学校教育の更なる充実を図るために、市立小・中・特別支援学校にスクールアシスタントを配置しており、配置人数を決定する際に特別支援学級のある小学校や通級指導学級のある学校、車椅子使用など個別の支援が必要な児童生徒が在籍している小・中学校などに追加配置を行っています。スクールアシスタントの業務に関しては、各学校の状況により校長の裁量で弾力的に行っております。
128	R5.1	市民会議	2500	人材の確保・育成	社会で取り組む。役所としては福祉系の学校を作るとか、教育委員会で福祉教育をする、卒業後、福祉企業に入りやすくするなど。時間はかかるが人を育てることが大事。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
129	R5.1	市民会議	2500	人材の確保・育成	実態と数字がかけ離れている。研修についても記述もあるが、介護をする側としてもっと増えたほうがいい印象があった。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
130	R5.1	市民会議	2500	人材の確保・育成	障害福祉分野人手不足。AIで置き換えは難しい。人が集まるような政策になっていないからそのような政策にしていくべき。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
131	R5.1	WG	2500	人材の確保・育成	例えば都道府県だと県社協で貸付事業を行っていたりだとか、就職してしばらくの間、資格取得を応援するための貸付事業で2年以上勤めたら返さなくていいとか、入口を入りやすくする方法は、知恵を出せばあるのではないかなと考えております。市役所だけでなく、事業者や関係機関との連携を意識していただきたいと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
132	R5.1	WG	2500	人材の確保・育成	民間事業者や関係機関と連携とありますが、これは業界全体を挙げてという、それは教育機関も含めてですけれども、この連携というものがないければ、って本当に実感します。官民一体となって、皆で魅力ある、もしかしたらそ野を広げるような取り組みをやっていかないと。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
133	R5.1	WG	2500	人材の確保・育成	市が本気になれば、動けることはいろいろあるんじゃないか。例えば、高校生に向けてどういう働きかけをするんだろうか。障害福祉の行政の立場からすると、管轄外だとは思いますが、でもそれですむ状況じゃない。誰も制度を受けられない状況になってからでは遅い。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
134	R5.1	WG	2500	人材の確保・育成	従事していて、職員の数が少ない、離れてしまう率も多い、職員の方が専門的分野として、もっと勉強・研修していかなきゃならないところがあると思うのですが、なかなかそこも進んでない、と感じております。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
135	R5.1	WG	2500	人材の確保・育成	人材の問題、みんなで考えていくという場が必要じゃないかと思っています。去年の事業所向けのアンケートを見ても、勤続1年未満の職員さんが一番多いというのは大変ちょっと衝撃を受けました。人が来ないし、また定着をしないということがアンケートでわかったので、従事者に関わる問題というのはもっと位置付けを大きくしなくちゃいけないんじゃないかなと思います。	障害福祉分野に関わる人材の不足は、本市としましても課題として認識しており、計画策定の趣旨に記載します。また、基本目標2において、人材確保に関する文言を追加しました。
136	R4.3	障害者政策委員会	2500	人材の確保・育成	さいたま市のいろんな施設が人材不足で立ち行かなくなりそう、というのを漏れ聞こえている。全国的なことではあるが、市として対応してもいいのではないかと。人手を探すのにも苦慮されているところがたくさんあると、アンケートにあった。ヘルパーさんと呼ばないという、回答もあった。福祉人材不足というのは、大きな課題で緊急性があると思う。人を育てないと、この先も続かない。独自の目標として掲げ、養成する研修なり講座を開くとか、市として、検討していただきたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
137	R4.3	障害者政策委員会	2500	人材の確保・育成	福祉を支える人材の不足というのはもはや危機的状況になっていると感じる。特に在宅の方を支えていくホームヘルパーについては、募集しても人がこない。今働いている方は60歳代とか、高齢の方がヘルパーをされておられる。このままいくと、在宅生活を支えていく施策が回らなくなってしまうという事は見えている。その辺りを取り組むべき課題として認識しているということが市民に伝わるような記載を工夫するべき。	訪問介護員を含む障害福祉分野に関わる人材の不足は、本市としましても課題として認識しており、計画策定の趣旨に記載します。事業コード2501では実施事業として、人材の確保、職場定着支援を重点目標と位置付けて取り組んでまいります。
138	R4.3	障害者政策委員会	2500	人材の確保・育成	福祉介護人材の養成確保事業がありました。各部署に専門の人材を養成確保し、長期に活躍して欲しいです。福祉の窓口には限りませんが、専門人材、詳しく正確な情報を市民にくださる職員さんを担当窓口配置してください。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
139	R4.3	市民会議	2500	人材の確保・育成	職員の資質については、事業者同士で話し合ったり、学び合ったりする場があれば、向上していくように思う。人材不足については、特に男性職員の数が少ないようで、整備にまで影響していると思われる。新卒採用で入っても家庭を持ってない報酬では転職するしかない。福祉職を志す若者を生かす助成を計画にのせて欲しい。同じ福祉の仕事をするなら、さいたま市は働きやすい！と思ってもらえるような募集の仕方や報酬額になるような計画内容にして欲しい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
140	R4.3	市民会議	2500	人材の確保・育成	相談支援事業所の数が足りない。又、業務に当たる職員の質の向上も追いついていないと思う。研修の機会を増やしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
141	R4.2	障害者政策委員会	2500	人材の確保・育成	アンケートをみると身体障害者は高齢者が多く65才以上が7割を超えています。障害者1人暮らしであるとか高齢の夫婦世帯（どちらかもしくは両方が障害者）も多いと思うのでサポートを充実していただきたいと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
142	R5.1	市民会議	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	来場者数目標30人、40人って、レベルが違う。	来場者の目標人数につきましては、会場である浦和コミュニティセンターの規模から、最大30法人の参加が可能であることと、法人と求職者の1対1の形式で面談を行うことを考慮し、設定させていただいております。引き続きいただいたご意見を参考に、より多くの求職者と法人の出会いの機会を設けられるよう実施してまいります。
143	R4.3	障害者政策委員会	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	障害者に関わる仕事に従事している方の処遇改善も必須です。高齢化によりさらに支援が必要になります。市の予算の多くをこちらに掛けて欲しいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
144	R4.3	市民会議	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	事業所アンケート結果職員の勤続年数1年未満が多い、退職者が多い半分近く。事業所に定着する人が少ない、職員が増えない育たないことはサービスの質にも影響する。職員の育成定着は重要。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
145	R5.1	WG	2501	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	高齢の計画に書いてあることは、障害のにもそっくり書いてあってもいいと思う ・介護業界のイメージアップに向けた普及啓発。 ・介護事業所におけるICT技術等の導入推進。 ・処遇改善加算取得の推進。 ・ボランティアとか地域の担い手の養成	イメージアップに向けた実施事業につきましては、事業コード2501にてイベントにおける普及啓発を追記しました。
146	R5.1	WG	2502	手話講習会の開催	成果指標が各事業の目的の達成度より、現計画から6年間の成果指標が同一であるもの等、事業の進捗を示しているものがある。 事業規模の拡大期にある事業は、事業量を成果指標として良いが、それ以外の事業は、事業説明の中に事業量を記載して、成果指標は別に設定する（あるいは設定しない）方が良いと考える。 事業の説明中に、何をどのくらい実施するかを記載するようにしてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、事業内容に追記しました。
147	R5.1	WG	2503	要約筆記者養成講習会の開催	成果指標が各事業の目的の達成度より、現計画から6年間の成果指標が同一であるもの等、事業の進捗を示しているものがある。 事業規模の拡大期にある事業は、事業量を成果指標として良いが、それ以外の事業は、事業説明の中に事業量を記載して、成果指標は別に設定する（あるいは設定しない）方が良いと考える。 事業の説明中に、何をどのくらい実施するかを記載するようにしてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、事業内容に追記しました。
148	R5.1	WG	2504	市職員に対する手話等の研修の実施	60人という成果指標の根拠が不明。例えば、市民への窓口である課所は何か所あって、参加者が配置されているのはその中の何か所なのか。	いただいたご意見を踏まえ、成果指標を見直しました。
149	R5.1	WG	2504	市職員に対する手話等の研修の実施	成果指標が各事業の目的の達成度より、現計画から6年間の成果指標が同一であるもの等、事業の進捗を示しているものがある。 事業規模の拡大期にある事業は、事業量を成果指標として良いが、それ以外の事業は、事業説明の中に事業量を記載して、成果指標は別に設定する（あるいは設定しない）方が良いと考える。 事業の説明中に、何をどのくらい実施するかを記載するようにしてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、成果指標を見直しました。
150	R5.2	WG	2508	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	子供に障害があるという部分をもって、他の親には求めない負担をかける、職員は意識していないかもしれないけど、これは公教育における差別事例です。 障害児の教育を受ける権利のところで差別事例を防ぐということで、頑張らなければいけない部分という気がします。計画に文言表現的になにか反映できる場所がないかご確認いただければと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
151	R5.2	WG	2508	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	小学校の普通学級で、補助の先生が、いろんなクラスをかけもちで1人の方が持っていっちゃうので、十分に時間が割けない。「今日、プールがあるので着替えを手伝いに来てください」とか、行事の時は「お母さん付いてください」とか、そういうことがよくある。その度にお仕事がお休みされて、そのお子さんの学校に付き添いに行く。障害を持つてるお子さんだけじゃちょっと呼び出されるというのは、配慮に欠けるというか公平性に欠けると思います。大変だからやっぱり支援学校に移ろうかということも考えていらっしゃるようですが、そのお子さんはお友達と別れたくない、お母さんとしてはその気持ちも尊重したい、と悩んでいる。 学校で共に育つことは、とても大事なことだと思う。	教育委員会としては、学校が保護者への参加要請をすることなく、教育活動を行うことを基本としながら、参加協力を要請するケースにつきましては、保護者と合意形成を図った上で、実施できるよう研修会等で周知を図っているところです。
152	R5.1	WG	2508	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	成果指標ではなく、事業の説明に記載してはどうか。例えば、説明の末尾に「そのために、市立学校の管理職、特別支援教育コーディネーター等を対象とした専門研修を20回実施します。」としてはどうか。 質問だが、対象者全員が受講しているのか。	いただいたご意見を踏まえ、修正しました。 質問については、原則、対象者全員が受講しています。
153	R4.2	障害者政策委員会	2508	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	アンケートの障害者理解を深めるために力をいれるべきことの結果から、学校教育での福祉教育の在り方が問われていると思います。カリキュラムに位置付けられていますが、管理職や個々の教師の熱意や力量にゆだねられているのが実情だと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
154	R2.6	障害者政策委員会	2508	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	「特別支援教育に関する教職員の専門性の向上」の指標は、「特別支援教育に関する専門研修の実施回数」20回となっている。この場合、開催回数よりも参加者数の方が重要である。また、対象者が特別支援教育に携わる教員なのか、普通級の教員も含むのかが分からないし、専門研修が必要な教員のうち、どのくらいの割合の教員が受講できているのかも分からない。 つまり、あるべき指標としては、特別支援教育に携わる教員の全員に受講させることが必要で、その〇割に受講させるとか、普通級の教員で経験5年未満の者の1割は受講できることを目標とするが計画では〇〇%受講を目指すとか、目標と達成率が分かることが必要である。誤解して欲しくないのは、研修を何回・何人分実施しているという、業務量の市民への開示も必要であり、実績については、「20回・100人分実施」なども記載した方が良いと考える。	いただいたご意見を踏まえ、修正しました。
155	R5.1	WG	2510	保健福祉の専門的人材の養成・確保	事業説明に記載があり、成果指標として記載する必要はない。	いただいたご意見を踏まえ、成果指標を削除します。
156	R5.1	WG	2510	保健福祉の専門的人材の養成・確保	「研修実施」を成果指標とするものであるが、成果の「指標」としては無しということで良いのではないかと。	いただいたご意見を踏まえ、成果指標を削除します。
157	R5.1	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	「言語（手話を含む）」という表現がありますが、障害者基本法には言語（手話を含む）と書いてありますが、情報アクセシビリティ法には、手話は言語とは書いてありません。コミュニケーション手段についての法律になります。ただし、附帯決議としては、手話言語法についての充実検討することとかかれています。 →本市では、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（いわゆる「ノーマライゼーション条例」）は、「手話は言語である」と規定した障害者権利条約の理念を踏まえて制定しています。したがって、本条例に基づいて策定している「障害者総合支援計画」においても、「言語（手話を含む）」と明記しております。	本市では、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（いわゆる「ノーマライゼーション条例」）は、「手話は言語である」と規定した障害者権利条約の理念を踏まえて制定しています。したがって、本条例に基づいて策定している「障害者総合支援計画」においても、「言語（手話を含む）」と明記しております。 手話は意思疎通の手段であると同時に、言語でもある、と考えます。
158	R5.1	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法に沿った合理的配慮が必要。例えば次のような合理的配慮が必要。 ア) ユーザーが利用する公共端末を、視覚障害者も利用可能なものとする、 イ) サービスと人的対応との組み合わせで、障害のない人と同じように利用できる環境を整える。 ウ) オンラインで手続きができる。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
159	R5.1	市民会議	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法を、きちんと位置付けた内容に改めてください。その際に、第三条、三、及び第四条、3の法の趣旨を最大限尊重してください。	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法については、総論の計画の位置づけを説明するページにおいて、新たな位置づけとして説明を追加します。関連する各事業の実施にあたっては、法の趣旨を尊重してまいります。
160	R5.1	WG	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	読み書きは生活の基本。その部分について、視覚障害者はとても不自由な状況です。この計画を読んだ時に意思疎通支援、特に代筆代読に対する支援体制というのが、軽い感じがしました。政策の中に深く取り入れていただきたいと思っています。 家事援助は頼んでいない人もいますし、家事援助の時間の中にその代筆代読を使ってしまうと、普段の家事援助の時間がなくなってしまうようなこともあります。また家事援助をやるヘルパーさんの資格中には、専門的に代筆代読の研修って入ってないんです。代筆代読はただ手紙を読む、名前や住所を書くだけの問題ではありません。個人情報に関するような代筆代読をやっていたりするには、専門の支援者、ちゃんとした研修を受けた方でない、情報が漏れてしまう不安があります。手話通訳のように専門の支援者は絶対必要だと思っています。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
161	R5.1	WG	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	「情報バリアフリー法」を加えてさらに踏み込んだ内容にしてほしい。	読書バリアフリー法は、計画の位置づけを説明するページに関連する国の法律として明記します。関連する事業としては、事業コード3105「障害者用資料の収集と作製の充実」を掲載します。
162	R4.2	障害者政策委員会	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	情報保証について、ITが進む中、外に出ればタッチパネルの機器やセルフレジなど、視覚障害者一人では、苦勞する現状です。障害別にあった支援体制を計画にもりこんでいただきたいです。	タッチパネルやセルフレジに限らず、視覚障害のある方に対する情報保障は重要な課題であると認識しています。情報保障について、検討してまいります。
163	R4.2	障害者政策委員会	3100	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	①代読代筆に関する意思疎通支援事業を福祉サービスとして位置づけてほしい。意思疎通について、問1では、アンケート回答が代理による回答が他の障害に比べてかなり多いことから視覚障害者にとっては、代読代筆の専門の支援者を育成することをふくめた意思疎通支援事業が必須であることがわかります。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
164	R5.1	権利擁護委員会	3101	障害者等に配慮した情報提供	「ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考えに沿ったガイドライン(日本産業規格 JIS X 8341-3等)に基づいて、ホームページの作成・公開を行います。」との記載があります。確かにさいたま市のホームページには、一昨年2月に実施した試験において、JIS X 8341-3:2016 の等級AAに準拠していると明示されています。しかし、総務省が定める「みんなの公共サイト運用ガイドライン」ではホームページの内容は逐次更新されるため、当該試験は年一回定期的に実施することが定められています。また、同ガイドラインの適用範囲は自治体の公式ホームページのみならず、関係機関のホームページにも及ぶとされています。さいたま市では一昨年2月以降の試験結果は公表されていませんし、図書館や選挙管理委員会、指定管理者が管理する市内施設のホームページ等の試験結果は公表されていません。いずれも試験が行われているかどうか不明です。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、視覚障害者が適切に情報を得られるよう、本事業においては市の所管する全ホームページのJIS基準達成を目指した数値目標を設定し、毎年試験を実施して目標達成を目指す必要があると考えます。	市ホームページについては、所管課に対してWEBアクセシビリティへ配慮したページ作成についての研修を実施するなど、誰もが利用しやすいホームページとなるよう運用しておりますが、毎年試験を実施することはできておりません。これまで定期的に試験を実施しておりますが、今回いただきましたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
165	R5.1	市民会議	3101	障害者等に配慮した情報提供	ガイドブックの媒体に加え、障害のない者と同等に活用できるウェブサイトでの情報提供を加えてください。また、記載のJIS規格でさいたま市が所得した達成基準“AA”を明記してください。	ガイドブックに関するご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。市ホームページについては、所管課に対してWEBアクセシビリティへ配慮したページ作成についての研修を実施するなど、誰もが利用しやすいホームページとなるよう運用しておりますが、毎年試験を実施することはできておりません。これまで定期的に試験を実施しておりますが、今回いただきましたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
166	R5.1	WG	3101	障害者等に配慮した情報提供	ガイドブックを印刷物として作成しているのであれば、事業説明に「障害者手帳新規取得者全員に配布し」などの文言を記載してはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、修正します。
167	R4.2	障害者政策委員会	3101	障害者等に配慮した情報提供	アンケートでヘルパーサービスの数値が低いのは、使い方がわかっていないというあらわれではないか。福祉サービスが情報として届いていないという一面もあるのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
168	R4.2	障害者政策委員会	3101	障害者等に配慮した情報提供	アンケートで福祉に関する情報(市のガイドブック)を知らない人が多いことには驚いた。何のためにガイドブックを作成したのか、改めて考える機会になったと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
169	R5.1	市民会議	3103	視覚障害者への情報提供の充実	視覚障害者の情報提供の充実について、点字図書館とあるが、みな行かない。高田馬場は知っているが、大宮は知らない。貸出などで役目を果たしていると思うが、最低限の相談、案内ができるようにしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
170	R5.1	市民会議	3103	視覚障害者への情報提供の充実	行政のデジタル化がすすめられていることもあり、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づいて、公共サービスのアクセシビリティを考慮したデジタル化を進める旨加筆してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
171	R5.1	市民会議	3103	視覚障害者への情報提供の充実	視覚障害者は郵送物がおくられてわからない、という困りごとがある。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
172	R5.1	WG	3103	視覚障害者への情報提供の充実	事業説明中に、提供方法を記載してほしい。例えば区役所・点字図書館に配置とか、対象者に配布など。	いただいたご意見を踏まえ、事業説明を修正します。
173	R4.3	市民会議	3103	視覚障害者への情報提供の充実	視覚障害者もICTのスキルを身につければ自力で手続きできることが増える。相談窓口、ICT訓練、歩行や生活訓練を行う、視覚障害者情報文化センターのような施設は、川崎市にもあり、さいたま市のような規模の政令指定都市ならばあるべき施設と思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
174	R4.1	市民会議	3103	視覚障害者への情報提供の充実	「障害者福祉ガイドブック」の冊子に視覚障害者向けの音声版などが作られていることは評価するが、この達成報告書もそうだが、例えば視覚障害者にはどの項目が関係するか、どんなサービスが使えるか、どこを読んでどこに問い合わせるべきかわからない。Webサイトなどを活用し、質問に答えて行くと関係する項目が表示するなど、関連するサイトや相談先が表示されると言った仕組みを作ることは難しくはないはず、障害者当事者の意見や視点を踏まえて利用者視点で作り直す事業を進めて欲しい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。 また、現在本市のホームページにおいて、チャットボットの導入により、必要な情報がより取得しやすい環境整備が進められています。
175	R5.1	権利擁護委員会	3104	選挙時の情報提供	選挙公報の音声データを市ホームページで公開することにより、視覚障害者の投票環境の向上を図る旨が記載されており、今年4月の市議会議員選挙の際、視覚障害者が市の選挙管理委員会に確認したところ、PDFファイルにすると、候補者の意図する順番に読まない可能性があるため実施しないとの回答を得たそうですが、読む順番は読み手が決めることで掲載する行政機関が定めるものではありません。従ってこれを理由にアクセシブルPDFを掲載しないことは視覚障害者に対する合理的配慮の欠如であり、また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念にも反すると考えます。	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を踏まえ、PDFの掲載についていただいたご意見は、障害者総合支援計画へ反映させていただきます。
176	R5.1	市民会議	3104	選挙時の情報提供	障害のない者と平等に期日前投票ができるよう、都道府県選挙管理委員会と同じく、改正公職選挙法の電磁的記録について、情報アクセシビリティ・コミュニケーション法を最大限尊重した情報提供を加えてください。	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を踏まえ、PDFの掲載についていただいたご意見は、障害者総合支援計画へ反映させていただきます。
177	R5.1	市民会議	3104	選挙時の情報提供	埼玉県でも実施されている読み上げ可能なPDFによる選挙公報のホームページ掲載も併せて検討してほしい。	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を踏まえ、PDFの掲載についていただいたご意見は、障害者総合支援計画へ反映させていただきます。
178	R5.1	市民会議	3104	選挙時の情報提供	HPへの読み上げ公報の掲載が実施されたこと自体は評価できるが、浦和区で読み上げ版選挙公報の提出率が非常に低く候補者への周知が不十分だったのではないかと。	読み上げ版選挙公報の原稿の提出について立候補予定者に配布する資料に明記するとともに、立候補者説明会の際に説明し、さらに事前審査の際にも提出の有無を確認するように全区で同様の取り扱いをしております。今後も各立候補予定者にご理解ご協力いただけるよう検討してまいります。
179	R4.1	市民会議	3104	選挙時の情報提供	国や県とも連携して、すべての選挙で視覚障害などにより紙や画像の選挙公報が読めない有権者への情報保証を公的に確立して欲しい。	国や県の動向を注視し、いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
180	R5.1	市民会議	3200	障害者の就労支援	視覚障害者の就労支援について、就労選択支援ができて今後順次やってもらえるようになるのでしょうか。	障害の種類に関わらず、必要な支援を行ってまいります。
181	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	センターで行う講座の数を増やしてほしいです。また、現在、人手不足が取りざたされている分野、たとえば、観光やITの分野を目指せるような講座を行ってほしいです。そして、そのような受講者を人材確保が急務の事業所や、国立職業リハビリテーションセンターなどの訓練施設、また、民間の委託訓練などにつないでほしいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
182	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	県と連携して、視覚障害者に対応できるJOBコーチの育成にも取り組んでほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
183	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	現状では視覚障害者の就労相談に対応できていないという話を利用者から聞く、専門機関との有機的な連携をさらに進め、あらゆる障害者に対応してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
184	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	視覚障害の一般就労において、以下のフロー図を間違いなく運用する施策を講じてください。 さいたま市 見えにくさを感じている方の就労案内 (フロー図) https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/008/p066165.html	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
185	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	就労支援で視覚障害者の場がない、理解がない。お互い勉強不足。決めつけないで何が出来るか、何をしてもらうかをモニタリングするなど違う動きをしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
186	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	人手不足の状況の中、世論では、外国人、女性、高齢者の就労促進の話題を頻繁に耳にしますが、障害者にもっと働いてもらおうという話は聞いたことがありません。障害者をいかに自身の業務の中で効率的に戦力として受け入れるべきかを事業者の方たちに真剣に熟考していただいて、障害者求人の数、及び、給与水準を上げていただけるような啓発を行ってほしいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
187	R5.1	市民会議	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	企業や行政の関連団体の方々に、障害者雇用のあり方について「障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できる」という観点からの啓発を強化していただきたいです。現在の障害者求人での給与水準(最低賃金レベル)では「自立した生活」は、ほぼ不可能です。障害年金を受給できる人たちならば、給与と合わせて相応の収入になりますが、そうでないならば、生活保護に頼らざるをえなくなると思います。生活保護はありがたいですが、受給者は一般の人たちに比べて、様々な生活上の制限があるので不平等感や受給せざるをえないという劣等感を抱きがちになります。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
188	R5.2	WG	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	超時短労働について、さいたま市として取り上げられていただきたい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
189	R5.1	WG	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	今どこでも人材不足となっています。精神障害者は全員が患者さんではなくて、お薬を飲みながら、普通に仕事をしたい、元気な精神障害の方いっぱいいらっしゃいます。ただうちから出れない、出方がわからない。何とかその方を引っ張り出す方向で考えていただけたらなと思っております。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
190	R5.1	WG	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	さいたま市在住で県内の企業に勤務している人が働いている途中で視覚障害者となった場合に、在職者訓練が受けられる仕組みがあるでしょうか？ また、ジョブコーチの支援体制があるでしょうか？	視覚障害者の自立訓練等については埼玉県立総合リハビリテーションセンターで行っております。復職後の支援については、必要に応じてジョブコーチの派遣を行っております。
191	R4.2	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	高次脳機能障害を含めて、就労の支援と就労先の職場の理解を深めるための手立てが欲しい。	いただいたご意見を踏まえ、障害者が長く安定して働き続けられるように職場定着支援に取り組んでまいります。
192	R4.2	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	アンケートの結果をみると、難病者は、医療費や手当だけに支援をすれば良いと思われがちですが、就労移行支援等の整備を望む方が1割強存在します。 来年度はさいたま市でも福祉の就労を見すえたピアサポート研修を開催すると聞いております。是非、働きたくても働けない方のしっかりとした支援に結びつけてください。	令和5年度は埼玉県と共催でピアサポート研修を実施する予定となっております。来年度以降につきましても研修を実施する方向で検討しております。
193	R4.2	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	職場に障害・病気を伝える必要がないと答えた人が多い。正直に言うと自分も納得できる。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
194	R4.2	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	一般企業などでの正社員として働いている方もいて、障害者雇用が少しずつ進んでいるのではないかと感じました。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。
195	R4.2	障害者政策委員会	3201	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	アンケート回答の「(職場に障害・病気があることを) 伝えていない」の理由が気になりました。障害者であるため、いわゆる「いじめ」を受け心を痛め離職した知人がいますが、企業指導など、積極的な何らかの対策は取れないもののでしょうか。	障害内容の開示については、各個人の考え方によるところが大きいので、支援者の一存で企業へお伝えすることはできませんが、障害者の方が長く安心して働けるように職場定着支援を実施してまいります。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
196	R5.1	市民会議	3202	障害者ワークフェア等共同開催事業	就労合同面接会について、3市合同とか無理やり事業所を呼んできてやっているところがある。無理やり法定雇用率を達成するためではなく、実際に障害者が働いて収入を得て自立できるような取り組みにしていく必要があると感じる。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
197	R5.1	WG	3203	障害者優先調達の推進	調達件数に加えて、市役所の課所のうち、何か所が調達したのかも成果指標として追加してほしい。	上位計画である総合振興計画との整合性の関係で、現行計画通りの成果指標といたしますが、いただいたご意見を踏まえ、総合振興計画の見直しの際に検討して参ります。
198	R5.1	市民会議	3204	自主製品販売事業の活性化	販売場所が寂しい場所。支援課の隣だが、相手にされてない、興味を持ってもらっていない印象がある。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
199	R5.1	市民会議	3206	重度障害者等の就労支援事業	市内で開業等して働いている視覚障害者に、仕事の中の支援が可能になった旨の周知を図るとともに、公共交通機関が少ない地域での通勤等に活用することも検討してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
200	R5.1	WG	3301	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	アンケート結果に加えて、市役所の課所のうち、何か所の職員が研修に参加したのかも成果指標として追加してはどうか。	本研修につきましては、市役所内全体にユニバーサルデザインの考え方が広まるよう、すべての局区から必ず職員を参加させることとしております。その上で、各所属でユニバーサルデザインの考え方を活用できるよう研修内容を充実させることが重要であると考えておりますので、「研修受講者アンケートにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を活用できそうと答えた方の割合」としてしております。
201	R5.1	WG	3301	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	市職員が適切な対応をするための理解促進、条例で義務化された事業所等への虐待防止研修など（しなければならぬ事業）については、受講者数や全体に対する受講割合等が十分な水準にある上で、かつその実施効果が問われなければ、障害者への権利侵害を十分に防ぐことができないと考える。 その点で、実施回数または受講者数を指標とするのではなく、その実施効果を問う必要がある、市民の意識啓発や理解促進、当事者等の知識の習得、支援者の技術の向上等のための事業（しなくてはならない事業ではなくした方がいい事業）1103、1106、1107、1303、2109、2209、2211、2217、2505、2506、4105、4205の事業とは異なる。 そこで、受講者数や全体に対する受講割合とする等、成果指標を再検討してほしい。 なお、成果指標の設定という視点でいうと、2109「発達障害者に対する支援の充実」の2つの成果指標は良いと感じた。	本研修につきましては、市役所内全体にユニバーサルデザインの考え方が広まるよう、すべての局区から必ず職員を参加させることとしております。その上で、各所属でユニバーサルデザインの考え方を活用できるよう研修内容を充実させることが重要であると考えておりますので、「研修受講者アンケートにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を活用できそうと答えた方の割合」としてしております。
202	R5.1	市民会議	3303	バリアフリー化の推進	きこえない人との情報保障や提供は全く書いてない。今後につきましては、きこえない団体との意見を話し合ってください。	時間帯無人駅における適切な対応を含め、交通事業者にはバリアフリー化の推進について継続的に要望してまいります。 いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
203	R5.1	WG	3303	バリアフリー化の推進	「市内駅のホームドア早期設置を要望」であれば、事業説明に記載すればよいのではないかと。	本事業は総合振興計画における重点目標となっておりますので、同内容での記載としております。
204	R5.1	市民会議	3304	ノンステップバスの導入促進	バスだけでなく、バリアフリーといっておきながら、バリアフリーになっていないところはある。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
205	R5.1	市民会議	3304	ノンステップバスの導入促進	バスが整備されることと同時に人も大切。バス料金が介助者とあわせて1人分ということや、バスの中で車いすの固定方法を知らない乗務員がいる。研修もしてほしい。	いただいたご意見は、バス事業者にお伝えしたうえ、周知の徹底や研修の実施についてお願いしました。
206	R5.1	市民会議	3304	ノンステップバスの導入促進	ノンステップバスの普及率は上がっているが、バスができてバス停が対応していないと、結局いつか先のバス停までいかなければならない。バス停も整備されるといいと思う。	いただいたご意見を踏まえ、バス停環境の改善について、関係各所との協議に取り組んでまいります。
207	R4.3	市民会議	3401	外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進	教育や就労の面で同行支援等を使いたい時に通勤や通学では使えないとなっている。通学や通勤も市の条例に入れてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
208	R4.2	障害者政策委員会	3401	外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進	アンケートの「電車やバスなどを使った外出」に関する設問では、発達障害は、支援が必要な割合が多く、特徴的と思われました。公共交通機関を利用することにに対し何らかの支援を必要している様子から、タクシーなどの利用の助成や自動車運転免許取得費の助成などの支援を期待したいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
209	R5.1	市民会議	3402	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	タクシー券についてみんな知らない。もっと知らせてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
210	R5.1	市民会議	3402	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	特に運転できない視覚障害者には移動支援は重要であり、福祉タクシー券の納税者への支給停止、一度に利用できる枚数の制限について改善してほしい。	令和5年度から、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は、2枚ご利用いただけることになりました。その他いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
211	R4.3	市民会議	3402	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	タクシー券が使い切れないこと。初乗り料金が500円に下がり、1回の乗車で1枚しか使えないため3月末には大半が余る。周りの人に聞いてもそのような人がほとんどです。なぜ枚数制限をするのか聞かせてほしい。	令和5年度から、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は、2枚ご利用いただけることになりました。
212	R4.3	市民会議	3402	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	福祉タクシー利用券の給付基準を、市民税納税の有無から、移動のニーズに変更し、移動支援としてのタクシー券交付はなるべく幅広く行うべきです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
213	R4.2	障害者政策委員会	3402	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	タクシー券を利用しています。タクシー料金の改定で基本料金が500円となり枚数は増えましたが1回につき1枚なので遠距離利用は負担が増えます。2000円を超えたら2枚使えませんか利用方法は改定できないでしょうか。	令和5年度から、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は、2枚ご利用いただけることになりました。
214	R5.1	市民会議	3500	文化・スポーツ活動の促進	2025デフリンピックについては、市として考えていますか？	イベントの場を活用し、日本でのデフリンピックの開催の周知をしてみたいと考えています。
215	R4.3	障害者政策委員会	3500	文化・スポーツ活動の促進	障害者のみのスポーツ大会開催では観戦する人が限られます。例えば市民マラソン大会などに一般の方と走る機会が欲しいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。 なお、例示いただきました市民マラソン大会（さいたまマラソン）については、車いす利用の方を除き、障がいの有無を問わず、参加資格を満たす方は一般競技者として参加が可能です。
216	R5.2	WG	4000	障害者の危機対策	コロナに関しての何も無いというのは、気になりました。これから感染症が来たら、知的障害やその関連たち障害の人たちの対応はどうか、どこかに書いてもいいんじゃないかなって感じました。	いただいたご意見を踏まえ、基本目標4を一部修正します。
217	R5.1	WG	4100	防災対策の推進	精神の場合はお薬が絶対欠かせない。何とかお願いしたいなと思っております。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
218	R5.1	WG	4100	防災対策の推進	今回アンケートの結果で、障害のある方が、避難所に期待することは、医療との連絡調整とありましたが、一般避難所でその機能は無理だろうと思います。アンケートに回答した方は、自分の命が助かってそのあとしばらくの間、どういうふうに通ぐすのかというのは、おそらく想像できていないと思います。 そこで、実施事業であげられている五つの事業でぜひ進めていただきたいと思いますが、それぞれが独立してしまっているという印象があります。 避難確保計画は、それぞれの施設で、自分たちで想像して、どこに避難するか計画立てています。しかし、地域の側はそれを知らないだろう、と思います。 要介護者名簿も名簿としては整ってきたのでしょけれども、その人がどういう人ですということまで把握されてる自治会さんはまちまちだと思います。 それぞれの施策が進んでいると思いますが、横の連携、地域という単位で、全員が命助かるためには、という協議が行われていない、数字だけが整っているけれども不安になる、という状況なのかなと思います。	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、引き続き庁内各課と連携を図ってまいります。 いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
219	R5.1	市民会議	4101	防災知識等の普及・啓発	障害者の合理的配慮や特性などまだ理解が足りない。災害時が起こった場合は、この対応を考慮しなければならない。このマニュアルを見直していくべきと思っています。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
220	R5.1	WG	4101	防災知識等の普及・啓発	一般避難所における地域に障害のある方がいて、避難してくるかもしれないよということの啓発はもう間違いなく必要だと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
221	R5.1	WG	4101	防災知識等の普及・啓発	福祉避難所について質も量も進めていくことが必要だと思う。	福祉避難所の協定施設とは定期的に開設訓練を行う等、発災時に混乱が起きないように今後も努めてまいります。 また、福祉避難所の協定未締結の社会福祉施設に対しては協定締結の交渉を行うなど、今後も福祉避難所の拡充に努めてまいります。
222	R5.1	WG	4101	防災知識等の普及・啓発	避難所の運営指針は、当事者団体の方たちと、話し合っただけバージョンアップしていただいたい。訓練だけ障害者が参加するのではなく、マニュアルに障害者のニーズを入れていくといいのではないかなと思う。 避難所でどういう配慮が必要かということも、丁寧にしておくことと、もう一方で福祉避難所をもっと質も量もということも両方じゃないかなと思う。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
223	R5.1	WG	4101	防災知識等の普及・啓発	昨年のアンケートを見ましてもやはり災害への皆さん危機感というのは強いということも、感じました。災害対策基本法で、一応努力義務ではありますが義務づけられた個別の避難計画、これについては、数値目標を入れて、少しずつできるところから作っていくことに、着手をすべきではないか。	令和3年に災害対策基本法が改正され、地域防災計画に定めた優先度の高い避難行動要支援者名簿については、おおむね5年程度で作成に取り組みすることとなっております。現在、本市では優先度の設定や計画作成方法を検討しているところであるため、現時点での数値目標の設定は難しいものと考えております。
224	R4.3	障害者政策委員会	4101	防災知識等の普及・啓発	災害に関することは、緊急性の高い課題ではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
225	R4.3	市民会議	4101	防災知識等の普及・啓発	要支援者名簿や、要配慮者優先避難所を知らない人が多いのは、行政担当課の周知不足だと思う。また、障害者の防災訓練参加の呼びかけも不十分。市報などで、積極的に呼びかけてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
226	R4.2	障害者政策委員会	4101	防災知識等の普及・啓発	災害があった時に望む支援について、アンケート結果の数値の高い項目は重要な内容なので、行政として何とか改善できれば。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
227	R4.2	障害者政策委員会	4101	防災知識等の普及・啓発	薬等医療サービスの確保と答えた人が多い一方で、福祉避難所が近くにあることを望む人が少ない。 どんな避難所であるか、知らない人が多いのではないかな、周知が足りていないのではないかな、と感じた。	福祉避難所の一覧などについては、地域防災計画や避難所運営マニュアルに掲載しており、市ホームページから閲覧可能となっております。 一方で、平成28年の熊本地震では福祉避難所に一般の避難者が殺到した事例もあることから、福祉避難所の積極的な周知には慎重に対応を検討してまいります。
228	R4.2	障害者政策委員会	4101	防災知識等の普及・啓発	要配慮者優先避難所の情報を知っている方が少ないようなので、対象者にマップのようなものを配布したらいいのではないかと思います。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
229	R4.2	障害者政策委員会	4101	防災知識等の普及・啓発	避難行動要支援者名簿について、知らない人が多いことは意外だった。 実際、災害発生時にこういう名簿があったことに対してクレームとかプライバシー侵害だと誤解されるのを考えた場合、事前に丁寧な説明が必要でないかなと思う。	障害認定に伴い新規に名簿掲載要件を満たした方に対し、区役所窓口における手帳交付の際に、案内文をお渡しし名簿について説明しております。
230	R5.1	市民会議	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	福祉避難所開設の訓練については、障害者の合理的配慮や特性などの体験を活用していただきたいです。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
231	R5.1	WG	4102	要配慮者の避難支援対策の推進	「また、指定福祉避難所の受入対象となる障害者等の把握を行います。」を追加してはどうか。（「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づく。）	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

項番	回	会議	次期計画コード	事業内容	障害者政策委員会・市民会議ご意見 (趣旨を変えない範囲で一部ご意見を修正しています。)	回答
232	R5.1	市民会議	4103	避難行動要支援者名簿の活用	モニタリングまたはヒアリング（安否確認を含む）で、きこえないことへの情報保障が考えられていない。ヒアリングを行う場合は、合理的配慮や情報保障を充実していくべきと考えています。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
233	R5.1	市民会議	4103	避難行動要支援者名簿の活用	避難行動支援者名簿。高齢者は自治会の人も把握しているが、障害を持っている人のことは把握していないようだ。緊急時に使えることを周知したい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
234	R5.1	市民会議	4103	避難行動要支援者名簿の活用	避難行動支援者名簿をもっと知らせてほしい。	障害認定に伴い新規に名簿掲載要件を満たした方に対し、区役所窓口における手帳交付の際に、案内文をお渡しし名簿について説明しております。
235	R5.1	WG	4103	避難行動要支援者名簿の活用	7年度、8年度の指標が700組織となっているが、市内の自主防災組織が700組織で、全組織数が最終目標ということか。	市内で796組織の自治会が自主防災組織を結成しております（複数自治会で自主防災組織を結成している組織もあり、自主防災組織は792組織）。総合振興計画に基づき7年度、8年度の指標を700組織としております。
236	R5.1	WG	4201	障害者支援施設等の防犯対策事業	事業説明に記載があるので、成果指標は不要ではないか。対象事業所の何%が受講したのかを成果指標としてはどうか。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
237	R5.1	WG	4201	障害者支援施設等の防犯対策事業	「研修実施」を成果指標とするものであるが、成果の「指標」としては無しということで良いのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、指標を設けないよう修正します。
238	R5.1	市民会議	その他	その他	ダウン症当事者を支援する事業がある計画にするべきだと思います。	本計画ではダウン症に特化した記述はありませんが、ダウン症の方が対象となる実施事業を多数掲載しています。
239	R5.1	市民会議	その他	その他	次の3年には高次脳機能障害の法律ができる。発達障害と同じ取り組みになるような計画になっているとよかったと思うが、まだ法律が制定されていないので、何か種になるような話があるとよい。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
240	R5.1	市民会議	その他	その他	難病は障害と比べて、支援がないものが多い。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
241	R5.2	WG	第3章	第3章	「大人にふさわしい」ではなく、「円滑に成人した後に転換できるように」や「次の生活に移行できる」という表現にしたらどうか。	ご意見を踏まえ、「次の」と修正しました。（別途照会にて反映済）
242	R5.1	自立支援協議会	第3章	第3章	「強度行動障害を有する者の支援体制の充実には、地域自立支援協議会の場を活用して、支援ニーズの調査や課題把握を進めます。また、受入先となる生活介護などの「日中活動の場」の整備に努めます。」の記述について、強度行動障害支援が項目として追加されたことを高く評価します。地域協議会の場を活用した支援ニーズの把握や課題把握はぜひ進めてくださったらと思います。受け入れ先ですが、「日中活動の場」に加え、個別に活動を支える行動援護や重度訪問介護、レスパイト目的で定期利用できる短期入所、強度行動障害のある方への構造化支援ができる事業所数の確保、強度行動障害のある方への支援に必要な専門人材の育成などが重要だと考えています。現在では市外の施設・事業所を利用せざるを得ない状況も少なくないと思いますが、さいたま市各区の地理的空間内で対応できる力量とサービス量が確保されるような行動計画とできたらと期待しております。	今後の施策の参考とさせていただきます。
243	R4.3	市民会議	第3章	第3章	11地域生活支援事業の見込量。任意事業、盲人ホーム福祉ホームに並べて、「聴覚障害者老人ホーム」を。きこえない人が手話言語で安心して老後を過ごせる場が必要です。	いただいたご意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
244	R2.6	障害者政策委員会	第3章	第3章	障害福祉計画等に関して、「見込み量」ではあるが、法文上は「必要な量の見込み」である。実績からの推測値だけでなく、必要な量を見込む観点を取り入れるべきである。	今後の施策の参考とさせていただきます。